

(仮称) 上沼風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。

(2) 本事業の調査、予測及び評価に当たっては、専門家等の助言や最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、意見聴取は環境要素ごとに複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。

(3) 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては事業計画を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を詳細に記載すること。

また、これらについて、地域住民や地元自治体等に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、理解を得るよう努め、述べられた意見を可能な限り事業に反映すること。

(4) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）及びその周辺には既設及び計画中の風力発電所があることから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、実施区域及びその周辺に風力発電所の設置を計画している事業者等から、累積的な影響の予測及び評価を行うために、本事業に係る風力発電機の配置や諸元等の情報を求められた場合は、情報提供に努めること。

(5) これらに加え、実施区域周辺には、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する特別史跡「大湯環状列石」が所在しており、本事業は当該遺跡からの眺望を阻害するなど、世界文化遺産としての普遍的価値へ負の影響を与えるおそれがある。

このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本県や鹿角市、文化庁といった関係機関と十分に協議を行い、当該遺産の普遍的価値を損なわないようにすること。

2 個別的事項

(1) 動物

実施区域及びその周辺には牧草地が存在し、イヌワシ等の希少猛禽類が採餌場等として利用する可能性があることから、希少猛禽類の生息状況を広範囲にわたって観測できるよう調査地点の追加等を検討し、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 植物及び生態系

実施区域及びその周辺は、植生自然度の高い植生が存在する可能性があることから、調査の時期や回数を適切に設定するなどし、本事業の実施による植物及び生態系への影響について、適切に予測及び評価を行うこと。